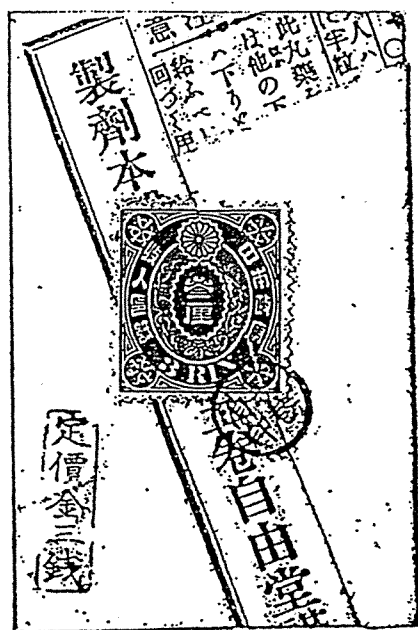


Ⅱ 明治二十年～昭和二十年



1 行財政

一 藥種商製藥者取締細則

明治二十三年

奈良県令第九号

藥種商製藥者取締細則、左ノ通相定メ本年三月一日ヨリ
施行ス

明治二十三年二月十七日

奈良県知事 小牧 昌業

藥種商製藥者取締細則

第一条 藥種商製藥者ノ業ヲ営マント欲スルモノハ本庁

ニ願出免許鑑札ヲ受クヘシ

第二条 藥劑師ニシテ藥局ヲ開設セス、單ニ藥品販売及

製造業ヲ営マントスルモノハ第一条ノ免許鑑札ヲ受ク

ル及ハスト雖モ該条ニ準シ届出、其他尚ホ第四条第五

条第六条及第七条ヲ遵守スヘシ

(本条ノ但書ヲ除ク、県令第三十四号ヲ以テ追加)

第三条 藥種商製藥者免許鑑札ヲ毀損亡失シ又ハ氏名ヲ

変更スル等鑑札面ニ異動ヲ生シタルトキハ十日以内ニ

其書替又ハ下付ヲ願出ツヘシ

第四条 藥種商製藥者廃業若シクハ死亡スルカ又ハ他府

県へ移籍セントスルトキハ届出直ニ鑑札ヲ返納スヘシ

第五条 藥種商製藥者本県内ニ於テ住居ヲ転シタルトキ

ハ十日以内ニ届出ツヘシ

第六条 藥種商ニ於テ一容器ノ藥品ヲ更ニ數容器ニ分ツ

トキハ、其分チタル容器ニ製造者(藥品製造会社ナレハ

其所在地名及会社名)若シクハ外国藥品引取人ノ住所氏

名ト自己ノ住所氏名トヲ併記スヘシ

但毒藥ハ封緘ヲ開キテ小分スルヲ得ス

第七条 製薬者ハ予メ其製造セントスル各薬品ヲ届出ツ

ヘシ

(廿三年四月県令第三十四号ヲ以テ改正)

製薬者ハ一ケ年間製造セシ各薬品ノ数量及販売高ヲ翌年一月三十一日迄ニ所轄郡役所ヲ経テ届出ツヘシ)

第八条 製薬者ニ於テ使用セル封緘用印紙ノ衛生試験所

検査印紙ニ紛シキモノト認ムルトキハ改訂ヲ命スルコトアルヘシ

第九条 前各条ノ願届書ハ所轄町村長ノ奥印ヲ受ケ郡役

所ヲ經由スヘシ

第十条 第三条第四条第五条及第七条ニ違背シタルモノ

ハ拾銭以上一円以下ノ科料ニ処シ、第二条及第六条ニ違背シタルモノハ二十銭以上一円五十銭以下ノ科料ニ処ス

(二十三年四月県令第三十四号ヲ以テ朱点ノ四字削除)

第十一条 此細則施行以前ニ、本庁ヨリ下付シタル免許

鑑札ハ尚ホ其効ヲ有ス、但免許鑑札ハ本則施行後三十日以内ニ書替ヲ願出ツヘシ

第十二条 本則施行以前内務省ヨリ製薬免許証ヲ受ケタ

ルモノト雖トモ、本則ニ依リ本庁ニ願出、更ニ免許鑑札ヲ受クヘシ

第十三条 明治十四年六月大阪府甲第二百一十一号布達製薬取締規則及全十五年四月全府甲第三十五号布達薬舗並ニ薬種商取締規則ハ、此細則施行ノ日ヨリ適用セス

(奈良県公文録 明治二十三年二月十七日)

二 売薬営業免許鑑札料について

明治二十五年

奈良県令第三十四号

売薬営業免許鑑札下付ノ際ハ、鑑札料相当ノ登記印紙ヲ貼付シタル鑑札領収書ヲ所轄町村役場ニ差出シ鑑札ヲ受クヘシ、町村役場ハ該鑑札領収書ヲ其都度、本庁ニ送達スヘシ

明治二十五年四月六日

奈良県知事 小牧 昌業

(奈良県公文録 明治二十五年四月六日)

三 売薬請売人の届出義務について

明治二十七年

奈良県訓令甲第二百二十三号

郡役所

明治二十八年一月以降、毎月創廃并転居ニ係ル売薬請売人ノ住所氏名ヲ翌月十日限り所轄收税署へ通知スヘシ但本文ニ関スル従前ノ訓令ハ廃止ス

明治二十七年十二月二十一日

奈良県知事 古沢 滋

〔奈良県報〕第三十七号、明治二十七年十二月二十一日

四 商標登録通知書

明治二十八年

商標登録通知書

願書順号 第八一九七号

財政 願書名称 商標登録

1 右出願ニ係ル商標ノ登録ヲ許サルベキニ付、登録料納付

用紙ニ貼用シ明細書二通及商標ノ印版（木版又ハ鉛版）ヲ添へ、此通知書ノ日付ヨリ六十日以内（明治廿九年二月七日）ニ差出スベシ、此旨通知候也

明治二十八年十二月十日

農商務省特許局長 柳谷 謙太郎

安田 竹次郎殿

心得書

一商標条例第四条ニ依リ登録ヲ許スベキモノト査定シタルトキハ特許局長ハ農商務大臣ノ認可ヲ経、其旨ヲ記載シタル通知書ニ登録料納付用紙ヲ添へ出願人ニ送付スヘシ

出願人前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ登録料納付用紙ニ商標条例第十八条ノ登録料金額ニ相当スル登記印紙ヲ明細書二通及ヒ商標ノ印版一箇ヲ添へ通知書ノ日付ヨリ六十日以内差出スベシ（商標条例施行細則第二十一条）
二已ムヲ得ザル事故ノ為メ成規ノ期限内ニ登録料ヲ納付シ難キトキハ其事由ヲ記載シ期限内ニ延期請求書ヲ差出スベシ

其請求ヲ相当ト認メタルトキハ特許局長ハ六十日以内ニ於テ更ニ期限ヲ定メシ差出人ニ通知スベシ（特許条例第六條摘要）

三出願人成規ノ期限内又ハ特許局長ノ指定シタル期限内ニ登録料若クハ明細書印版ヲ納付セサルトキハ其出願ヲ無効トス（同七條摘要）

四出願人登録料及明細書・印版ヲ納付シタルトキハ特許局長ハ納付ノ日ヲ以テ商標原簿ニ登録シ其旨ヲ出願人ニ通知シテ十五日以内ニ商標登録ヲ送付スベシ（商標條例施行細則第廿二條適用）

五商標ノ印版ハ版画ノ広サ曲尺尺方一寸八分以内厚サ曲尺七分六厘トシ木版又ハ鉛版ヲ以テ之ヲ造ルヘシ尤商標ノ図形ニ依リ此制限ニ依リ難キトキハ版画ノ広サニ限り長サ曲尺七寸以内幅五寸以内ニ於テ之ヲ造ルコトヲ得（同第九條摘要）

六商標ノ印版ハ見本全部ノ構造ヲ悉ク一箇ノ版画ニ彫刻シ彩色等ノ為メ之ヲ分割セザルヲ要ス時日ヲ経テ版画ニ反リヲ来スベキモノハ差出人ニ於テ相当ノ手当ヲナ

スベシ（第十條）

七印版登録料納付用紙ニ添ヘテ差出シ難キハ該期限内ニ於テ政府ノ公認シタル運送会社ニ寄託シ差出スコトヲ得、此場合ニ於テハ左ノ文例ニ倣ヒ書面ヲ認メ該運送会社ノ受取書ト共ニ之ヲ登録料納付用紙ニ添ヘテ差出スベシ

商標印版差出之件

一、主務審査課第一課

一、願書順号第何号

一、商標登録願

右出願ニ付明治何年何月何日付登録通知書ニ從ヒ其ノ商標ノ木版（鉛版）本日何々運送会社ニ託シ差出候也

現住所

年月日 農商務省特許局長氏名殿

八出頭人出願後本籍及ヒ現住所ニ改称又移動アルトキハ登録料納付ノ際ニ必ス届出スベシ

（高取町くすり民俗資料室蔵）

五 売薬規則施行手続きの制定と書式

明治三十七年

奈良県令第二十九号

売薬規則施行手続左ノ通り相定ム

但従前ノ令達ニシテ本令ニ抵触スルモノハ廃止ス

明治三十七年九月十六日

奈良県知事 河野 忠三

売薬規則施行手続

第一条 売薬ニ関スル願届ハ市役所又ハ町村役場ヲ經由スヘシ

第二条 売薬規則第二条第五条第七条第十三条ニ依リ出

願ヲ為サントスルトキハ附録書式ニ依ルヘシ

第三条 売薬規則第六条ニ依リ売薬業者ノ掲出スヘキ

看板ノ記載方ハ附録様式ニ依ルヘシ

行 第四条 売薬ノ包紙又ハ容器ノ貼紙ニハ業者ノ住所氏

1 名ヲ記載ヘシ

第五条 売薬業者同受売者売薬規則第十五条ノ事由ア

ルトキ又ハ他府県へ転居營業ヲ為サントスルトキハ其

旨届出ヘシ、但業者ハ受売及行商者又受売者ハ行商

者アルトキハ其氏名住所ヲ記シタル書面ヲ添付スヘシ

第六条 売薬業者同受売者改氏名若クハ転居等ノ為メ

鑑札面ニ異動ヲ生シタルトキハ、其都度速カニ訂正又

ハ書換ヲ請フヘシ行商者ニ在テモ亦同シ

第七条 売薬方名ノ改正ヲ要スルトキハ許可ヲ受クヘシ

第八条 薬湯營業ヲ為サントスルモノハ本令ヲ遵守スヘ

シ

(附録書式)

売薬検査御願

一方 名

一剂ノ量

何薬量目何程 何薬同 何薬同

以上薬味調合或ハ丸散トシ幾貼ニ分チ或ハ幾粒ト

ナシ幾粒ヲ一包トナシ一度或ハ一日ノ用量大人小

兎ノ區別等其用法詳細

奈良県知事宛

一 主治功能詳細

右ハ今般新ニ調製発売仕度候間、御検査ノ上、鑑札御下渡相成度製剤相添へ、此段願上候也

売薬行商鑑札御下渡願

一方名 一同 一同 一同

県郡市町村大字番地族籍

受売人ナルトキハ受売業者ノ住所氏名ヲ記

年月日

氏名

入スヘシ

奈良県知事宛

(売子ヲシテ行商セシムルノ例)

売子 氏名

売薬請売願

右売薬幾方今般自ラ行商仕度(売子某ヲシテ行商為致度)候ニ付、鑑札御下渡相成度、此段願上候也

一方名 一同 一同 一同

県郡市町村大字番地族籍

年月日 売薬営業人又ハ受売人 氏名

県郡市町村大字番地族籍

右営業人 氏名

奈良県知事宛

但営業者異ナレハ一々其族籍住所氏名ヲ

上ノ例ニ倣ヒ區別記載スヘシ

売薬改正御願

右ノ売薬幾方今般請売仕度、依テ別紙営業者免許鑑札

県郡市町村大字番地族籍

写並ニ約定書相添、此段願上候也

営業人 氏名

県郡市町村大字番地族籍

一方名

年月日

請売願人 氏名

薬品分量

1 行 財 政

藥 品 分 量
製 法
用 法 服 量
効 能

一 方 名

売薬営業鑑札讓渡御願
 県郡市町村大字番地族籍
 氏 名

一 改正ノ廉ヲ詳記スヘシ
 年 月 日
 右願人 氏 名
 奈良県知事宛

右ハ何年月日御免許営業罷在候処、今般何々ノ廉ヲ以テ、左ノ通り改正致度候間、御検査ノ上、鑑札御書換相成度、此段願上候也

製 法
用 法 服 量
効 能

三六四四

免 許
 売 薬 営 業
 郡 市 町 村
 氏 名

縦三尺

免 許
 売 薬 請 売 業
 郡 市 町 村
 氏 名

寸法全上

〔奈良県報〕第一〇二七号、明治三十七年九月十六日

年 月 日

同
 県郡市町村大字番地族籍
 売薬鑑札主 氏 名

(但売薬数種アルトキハ上ノ例ニ從テ連書スヘシ)
 右ハ何年月日御免許営業罷在候処、今般府(県) 族籍何某へ示談ノ上讓リ渡申度候間、御許可相成度鑑札相添へ連署ヲ以テ、此段願上候也

右讓受人 氏 名

六 藥品監視員の任免

明治四十年、四十三年

奈良県告示第八十五号

本月二十三日左記ノ者ニ藥品監視員ヲ命セリ

明治四十年四月三十日 奈良県知事 川路 利恭

奈良県技手 植村 静

〔奈良県報〕第一二九二号、明治四十年三月三十日

奈良県告示第七号

本月四日左記ノ通藥品監視員ヲ命免シタリ

明治四十三年四月十二日

奈良県知事 青木 良雄

藥品監視員ヲ免ス 藥品監視員 警部 桂 登利蔵

藥品監視員ヲ命ス 警部補 松井 増二郎

〔奈良県報〕第一五九〇号、明治四十三年四月十二日

売薬営業鑑札返納願

第一五四号

一 万病感心丸 壹枚

右ノ売薬壹方今般都合ニヨリ廃業仕度候付鑑札相添此
段御返仕候也

明治四拾壹年拾壹月貳拾日

奈良県吉野郡大淀村大字西増第百五拾參番地

九谷 源二郎

右村長 俵本 茂実

奈良県知事 青木 良雄殿

売薬営業廃業御届

奈良県宇陀郡伊那佐村大貝第四百五拾番地

営業人 田中 格式

鑑札番号第百貳拾号

一方名 梅毒予防綿

右売薬営業致来リ候処、今般廃業仕候間免許鑑札相添
此段御届仕候也

但受売者行商者は無之候

七 売薬営業鑑札返納願

明治四十一年

明治四拾壹年拾壹月二日

右 田中 格式

右村長 西野 源一郎
奈良県知事 青木 良雄殿

売薬検査御取消願

一 方名 正セメンエン散

サントニン 三厘 石膏 七厘

アンチヘブリン 五厘

右調合ノ上拾貼ニ分ツ耆貼ノ量ヲ一厘五毛トス

主治効能 大人 小児 禰津佐満(ねつさまし)し 虫下し

用法

大人ハ一日ニ耆貼、拾五才以下八才迄デハ半貼七才以

下四才迄デハ、四分ノ一、参才以下六分ノ一何レモ一

日一度清水又ハ白湯ニテ用フ、連日服用ヲ禁ズ

右ハ明治四十壹年九月四日御検査願上候処、今般都合

ニ依リ取消致度ニ付御聞届被下度、此段奉願上候也

1 行 財 政

南葛城郡吐田郷村大字豊田十八番地屋敷

明治四拾壹年九月七日

小西 勝治郎

奈良県知事 青木 良雄殿

売薬検査御取消願

一 方名 麝香奇応丸

一 一劑と量

一 種人參 貳厘 一 川芎 耆厘

一 コロンボ根 耆厘 一 炭酸マリヤ 貳厘

一 木 香 貳厘 一 甘草 参厘

一 鈎藤胡 貳厘 一 藿香くわく 貳厘

一 人造麝香 貳毛 一 唐竜腦 参毛

右細粉トナシ調合之上米粉ヲ以テ丸薬トナシ、之ヲ拾

貼ニ分ツ、耆貼ノ量耆厘五毛五糸トス、但詳白しょうはくヲ以テ

衣掛トナス

一 主治効能

一 ひあん 一 はきくだし 一 きよふう

一 はらいたみ 一 むしねつ 一 全治ス

一 用法

大人一度ニ耆貼、小児十五才以下八才迄ハ半貼、八

才以下四才迄三分ノ一、四才以下ハ五分ノ一ヲ卷日
ニ式回、何レモ白湯ニテ用フ

右ハ明治四拾老年九月四日御検査願上候処今般都合ニ
依り取消致度ニ付何卒御聞届被下度、此段奉願上候也

南葛城郡吐田郷村大字豊田第拾八番屋敷

小西 勝治郎

明治四十一年九月七日

奈良県知事 青木 良雄殿

(高取町くすり民俗資料室蔵)

八 売薬法施行細則

大正三年

売薬法令施行細則

第一条 売薬当庁ニ提出スベキ書類ハ営業所所轄都市役
所ヲ經由スベシ

第二条 売薬ヲ輸入又ハ移入シテ販売セントスル者ノ免
許申請書ニハ売薬法施行規則(以下単ニ規則ト称ス)第
一条ニ掲ケタル事項ノ外其ノ製造地製造者ノ氏名又ハ
法人ノ名称ヲ記載スベシ

第三条 規則第四条ニ依ル免許証書換ノ申請書ニハ譲受

ノ場合ハ譲渡人連署シ相続ノ場合ハ戸籍抄本ヲ添付ス
ベシ

第四条 売薬営業者他ノ道府県ノ売薬営業者ニ売薬免許
ヲ譲渡シタルトキハ其ノ方名氏名営業所ヲ記載シ当庁
ニ届出ツベシ

第五条 規則第五条ノ手数料ハ収入印紙ヲ以テ納付スベ
シ

第六条 他ノ道府県売薬営業者ニテ当県下ニ営業所ヲ設
ケタルトキハ其営業所ニ於テ調製又ハ販売スベキ売薬
ノ免許証写ヲ添付シ届出ツベシ其ノ之ヲ変更シタルト
キハ十日以内ニ届出ツベシ

第七条 売薬営業者営業所ヲ他ノ道府県ニ移転セントス
ルトキハ当庁ニ届出ツベシ

第八条 規則第八条第一項ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左
ノ事項ヲ具シ申請スベシ

一 住所氏名

二 各調製所ノ位置並其ノ距離

三 方数、作業ノ種類並其ノ程度

第九条 規則第八条第二項及第九条ノ届書ニ薬剤師ト連

署シ其ノ薬剤師免許状写ヲ添付スベシ

第十条 規則第十条ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左記ノ事

項ヲ具シ申請スベシ

一 住所氏名

二 調製所

三 方数、作業ノ種類並其程度

四 使用スル薬剤師ガ其ノ資格ニ伴ヒ現ニ従事スル業

務及業務所

五 各業務所間ノ距離並其ノ勤務方法

第十一条 売薬営業者免許ヲ取消サレタルトキハ十日以

内ニ免許証ヲ返納スベシ

第十二条 規則第十三条ノ届書ニハ住所氏名生年月日營

業所ヲ記載シ營業所所轄郡市役所ニ提出スベシ

第十三条 売薬請売営業者ニシテ左ノ各号ノ一ニ該当シ

行政

タルトキハ三十日以内ニ營業所所轄郡市役所ニ届出ヅベシ、但第三号ノ場合ハ戸籍法ニ依ル死亡又ハ失踪ノ届

出義務者ヨリ其ノ手続ヲナスベシ

一 規則第十四条ニ依ル届出

二 營業者ヲ変更シタルトキ

三 死亡又ハ行衛不明トナリタルトキ

第十四条 規則第十五条ノ届書ニハ行商者ノ住所氏名生

年月日方名ヲ記載シ所轄郡市役所ニ提出スベシ

郡市役所ハ前項ノ届出ヲ受理シタルトキハ別記第一号

様式ノ売薬行商届済書ヲ下付スベシ

第十五条 売薬行商者ハ就業中売薬行商届済証ヲ携帯ス

ベシ

第十六条 売薬營業者又ハ売薬請売營業者ニシテ左ノ各

号ノ一ニ該当シタルトキハ三十日以内ニ營業所所轄郡

市役所ニ届出テ届済証ノ書換若ハ再下付ヲ請ヒ又ハ返

納スベシ、但第四号ノ場合ハ戸籍法ニ依リ死亡又ハ失

踪届出義務者ヨリ其ノ手続ヲナスベシ

一 届済証ニ異動ヲ生シタルトキ

二 行商廃止ノ場合

三 届済証ヲ毀損又ハ亡失シタルトキ

四 行商者死亡又ハ行衛不明トナリタルトキ

五 亡失シタル届済証ヲ発見シタルトキ

第十七条 売薬営業者ハ売薬原料品中日本薬局方ニ於テ

特ニ貯蔵法ヲ示シタルモノハ其所定ニ従ヒ且毒薬劇薬

ハ他ノ薬品ト區別シ毒薬ハ鎖鑰ヲ備ヘタル場所ニ貯蔵

スヘシ

第十八条 売薬営業者及売薬請売営業者ハ別記第二号又

ハ第三号様式ノ標札ヲ掲クベシ

第十九条 売薬営業者又ハ売薬行商者ハ当該官吏ニ於テ

免許証又ハ届済証ノ提示ヲ求メタルトキハ之ヲ拒ムコ

トヲ得ス

第二十条 第四条、第六条、第七条、第十一条、第十三

条、第十五条乃至第十七条、第十九条ニ違背シタルト

キハ科料ニ処ス

付 則

第二十一条 本則ハ大正三年十月一日ヨリ之レヲ施行ス

第二十二条 明治二十年四月大阪府令第五十七号売薬營

業人及請売行商人心得及同三十七年九月県令第二十九

号売薬規則施行手続ハ本則施行ノ日ヨリ之ヲ廃止ス

第二十三条 本則施行ノ際現ニ売薬請売営業者又ハ売薬

行商者タル者ハ本則ニ依リ其届出ヲナシタルモノト看

做ス

前項ニ依ル売薬行商許可証ハ大正四年二月末日迄ニ引

換ヲ請求スベシ

第二十四条 売薬法第二条及規則第四条ノ申請書ハ総テ

美濃野紙ヲ用ユベシ

(別記第一号様式) 用紙厚紙

表 (横五寸 縦四寸)

方名		売薬営業同上		行商年月日	
業		者営業所		届済年月日	
住 所		氏 名		生 年 月	
大正 年 月 日		奈 良 県		左記売薬行商届済ナル コトヲ証ス	

裏

方名		売薬営業同上		行商年月日	
業		者営業所		届済年月日	

売薬請売ニ付 約定証書

九 売薬請売証書

大正七年

備考 行商者ノ種類ヲ明ニスルタメ其氏名ノ上ニ売薬

營業者売薬請売營業者又ハ此等ノ者ノ売子タルコ

トヲ記載スベシ

(別記第二号様式)

分五寸七横

売
薬
營
業
郡
市
町
村
氏
名

縦 三 尺

(別記第三号様式)

分五寸七横

売
薬
請
売
營
業
郡
市
町
村
氏
名

縦 三 尺

(奈良県令)第四十六号、大正三年九月三十日

一 今般安田竹治郎製造ニ係ル売薬人參五臟円ヲ清水貞一

郎ガ請売販売スルニ付特ニ約定ヲナス事左之如シ

一 安田竹治郎ハ其製薬人參五臟円ヲ群馬県児玉郡若泉村

大字涉瀬清水貞一郎ヲ以テ児玉郡一郡内ヲ一手販売ノ

権利ヲ有スル事ヲ認ム

一 清水貞一郎ハ大正七年七月以后滿一ケ年毎々定価金參

百円以上ヲ買受ケン事ヲ約ス、若老ケ年内買受金ガ參

百(円)ニ未滿節ハ本約条効力ヲ失フモノトス、並ニ定価金

老百円ニ対シ代金六拾円ヲ呈供シ買受ル事ヲ確約ス

一 安田竹治郎ハ清水貞一郎ガ請売価金額老年毎ニ金參百

円以上ニ達シタル場合ハ更ニ代金ヲ減額シ特ニ割引ス

ル事アルベシ

一 安田竹治郎ハ群馬県児玉郡内ニ於テ自己又ハ請売人若

クハ行商人ヲシテ五臟円ヲ販売成サシメガン事ヲ契フ

尤同郡内於テ清水貞一郎以外ノ者へ販売セン事、発見

スル時ハ何時ニテモ清水貞一郎ノ求メニヨリテ其ノ売

買金高ノ四割ヲ請売人ノ利益トシテ現金ニテ弁償スル

事ヲ約ス

一 清水貞一郎ハ群馬県児玉郡以外ノ地ニ於テ五臓円ヲ販
売セザルコトヲ約ス

但シ請売販売区域増設ノ約定ヲ締結シ然上ニテ他郡ニ
販売スル事ヲ得

右約定ハ売買両方ニ違背セザン事ヲ確約ス若シ此契約
ニ違背シ為メ来リタル損害ハ互ニ弁償ノ義務ヲ担フ、
因テ此契約証式年相互トモ効力ヲ有スルモノトス故ニ
本証式通ヲ作り相互ニ壱通ヲ保留シ永ク信用ヲ持續ス
ル事如件

大正七年七月拾貳日

奈良県高市郡船倉村大字藤井

商号貫誠社 安田竹治郎

安政四年式月式拾四日

群馬県児玉郡若泉村大字沙瀬

(以下省略)

(安田竹治郎氏蔵)

一〇 奈良県の薬用植物

大正十年

薬用植物

一、薬草栽培ノ沿革

今ヨリ約二百年前県下宇陀郡ノ農家ニ森野藤助(諱ハ通
貞賽郭ト号ス)ナル者在リ、薬物ヲ好ミ屋後ノ小山ヲ拓キ
テ園トナシ薬物ヲ植エタリ、享保年間徳川吉宗公舶来薬
価高クシテ貧民ノ服用シ難キヲ憂ヘ我が国ノ薬物ニシ
テ、必ズ之ニ代ルベキモノアラシコトヲ思ヒ、人ヲ四方
ニ派シ、之カ調査ヲナセリ、享保十四年植村佐平治命ヲ
奉シテ大和ニ来リ国産ノ薬物ヲ検索シタル時国人通貞ヲ
薦メテ植村ヲ佐ケシメタリ、其ノ後数回来リ近畿北越地
方ヲ検索シタリシガ通貞毎ニ之ニ随ヒ、其ノ事業ヲ佐ケ
タリ通貞公役ヲ勤メシ廉ヲ以テ特ニ漢種ノ薬草ヲ賜リ、
園ニ植エ精製シテ之ヲ四方ニ販売スルコトヲ許サレタ
リ、其ノ後益々薬物ヲ植エテ業トナシ宇智吉野地方ニ於
テモ亦之ヲ栽培スルニ至リ、大和薬草ノ声価大イニ上リ
支那ニモ盛ニ輸出シタル時代アリシモ洋方医術ノ漸次普
及スルト共ニ和漢薬ノ需要減退シ養蚕業ノ発達ノ為ニ薬
園ハ漸次桑園ト化スルニ至リテ、著シク衰頽ヲ来セリト

1 行 財 政

第二條 委員長ハ内務部長、副委員長ハ警察部長ヲ以テ

- 一 委員長 一 副委員長 一 幹 事
- 一 委員 一 書記

本庁ニ左ノ職員ヲ置ク

第一條 薬用植物ノ栽培採収ニ関スル事項ヲ調査スル為

薬用植物調査職員設置規程

正九年五月十一日奈良県令ヲ以テ左記規程ヲ發布シ、委員書記ヲ任命又ハ囑託シ爾來委員會ヲ開催スルコト四回ニ及ブ

二、薬用植物調査奨励機関
 薬用植物ノ栽培並ニ採収ニ関スル事項ヲ調査スル為、大助ヲ受ケ県ニ於テモ補助金ヲ交付シテ事業ヲ援ケタリ

雖、尚年々ノ産額貳参万円下ラザリキ、然ルニ歐洲大戰突発ノ影響ニ依リ薬物ノ輸入途絶スルモノアリテ随テ価格ノ暴騰ヲ来シ、薬品自給ノ必要起リ内務省ニ於テハ薬用植物調査ニ関スル機関ヲ設ケ、之カ栽培ヲ奨励セラレタリ、県下宇陀郡農会又之ガ試験ノ為薬園ヲ設ケテ和漢薬ヲ栽培シ漸次良好ノ成績ヲ挙グルニ至リ、政府ヨリ補助ヲ受ケ県ニ於テモ補助金ヲ交付シテ事業ヲ援ケタリ

之ニ充テ幹事ハ勸業課長、衛生課長ヲ以テ之ニ充ツ
 委員ハ本庁所属官公吏及ビス業ニ学識經驗アル者ニ就キ知事之ヲ選任ス
 書記ハ委員長之ヲ選任ス

第三條 委員長ハ調査ニ関スル一切ノ事務ヲ統理ス

委員長事故アルトキハ副委員長其ノ事務ヲ代理ス

第四條 幹事ハ委員長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

委員ハ委員長ノ指揮ヲ承ケ調査ニ従事ス

書記ハ幹事及委員ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

第五條 委員ニシテ官公吏タラサル者及書記ニハ手当金ヲ給スルコトアルヘシ

第六條 調査事項ハ知事ニ經伺ノ上委員長之ヲ定ム

三、産額分布

種類	栽培段別	収 穫 高	価 額
牡丹	八町一段	一〇、四九〇貫	一四、〇七三元
当 帰	二六町一段	二六、三七七貫	二九、五一二元
芍 薬	七町三段	一二、八八六貫	一一、二四一元
其ノ他	一一町七段	一四、九〇九貫	八、三一八円
計	五三町二段	六四、六六二貫	六三、一四四円

主産地ハ吉野、宇陀ノ二郡ニシテ之等ノ地方ハ古来野生薬草ニ富ム高市、磯城ノ二郡亦其ノ栽培盛ナリ、之ヲ主ナル種類ニ就キテ見ルニ比較的普及セルモノハ芍薬ナリトス、牡丹ハ大部分吉野郡ニ産シ其ノ他ノモノハ觀賞栽培ニ過ギズ、当帰ハ吉野郡ヲ主トシ宇智、高市ノ二郡之ニ次ギ宇陀郡ニハ野生セルモノ多ク室生村大字黒岩ニ産スル川芎ハ古来宇陀川芎ノ名全国ニ知ラレ、他府県産ニ比シ常ニ二倍ノ価額ヲ以テ取引セラル、除虫菊ハ蚊やりノ材料トシテ各地多少ノ栽培ヲ見ルモ未ダ販売ノ域ニ達セズ、牽牛子ハ大部分高市郡ノ産ニシテ主トシテ黒種ノ栽植ヲ見ル纈草ハ南葛城郡及ビ宇智郡ニ跨ル金剛山地方並ニ高見山ニ面スル東部吉野、宇陀ヲ其ノ主産地ナリトス、白芷ハ吉野、宇陀ノ二郡ニ産シ高星白芷ハ薬種界ニ知ラルルモ川芎ト同ジク栽培面積少シ貝母ハ吉野郡西部地方ニ産出ス、近年台湾、朝鮮ニ輸出セラル地黄ハ磯城郡朝倉村ニ産ス、栽培管理甚ダ困難ナレ共価額高シ午膝大黄ハ産額多カラズ吉野、宇陀、磯城ノ三郡ハ其ノ主産地ナリ、罌粟ノ栽培ハ殆ド見ルベキモノ無ケレ共養蚕製

茶ノ行ハレザル地方ニ漸次普及ノ状況ニ在リテ、其ノ他百数十種ノ薬草ハ宇陀、南葛城両郡農会薬園並ニ宇陀郡松山町大和生薬株式会社薬園ニ就キテ見ルヲ得ベシ、之ヲ要スルニ薬草ノ栽培面積ハ薬価ノ高低ニヨリ栽培休止ヲ見ル年モアリテ年々増減ヲ免レズ、独リ本県ハ野生薬草ニ富メルヲ以テ休止ノ翌年ト雖種苗全滅ノ患ナキ幸福ノ地位ニ在リ

主ナル薬草ト其ノ梗概

(中略)

四、経営状況

各個人ノ栽培ニシテ多クハ小面積ノ畑地殊ニ耕作ニ不便ナル傾斜地ヲ利用スルモノ多シ、栽培方法調製方法殊ニ肥料病害虫駆除予防方法等ニ関スル事項ニ付充分研究セラルモノナク、栽培者ハ何レモ口碑伝説ニヨリ栽植シツツアリテ收穫物ハ何レモ地方仲買人(薬種商人)売リニシテ栽植販売ニ関スル共同組織ヲ見ズ

五、将来ノ見込

価額ノ騰落甚ダシケレ共其ノ需要ハ絶ヘザルヲ以テ空地

若クハ傾斜地等ヲ利用シ小面積ノ栽培ヲナスハ余剩勞力
利用上適當ナリ、而シテ調製方法ノ改善ヲ図リ藥効成分
ノ貯藏方法ヲ完全ニ行ハルルニ於テハ比較的高価ナル時
期ニ販売シ得ベシ

(奈良県内務部『奈良県ノ副業』)

に希上候

大正十二年七月五日

敬具

大和売薬同業組合

組長 米田 元

組合員各位

一 売薬検査心得改正につき陳情

大正十一・十二年

拝 啓

別冊呈覽の陳情書は、県当局を通じて内務省衛生局の
内諭に應じ、組合より内務大臣に宛てて提出したるもの
に有之、(中略) 就ては贈呈の別冊御熟読を賜り、陳情の
内容を充分御諒解被下候上、幸各位の御意見に合致候は
ば陳情の目的を遂行すべく充分の御援助と御指導とを賜
り度又該陳情書記載以外、各位の御経験に基き現行訓令
の改正を希望せらるゝ事項有之候はば、何卒高説を承
り、詳細御示教に預り度と奉存候、(中略) 組合員一同の
為乃至全国同業者全般の利益の為に、御高配御尽力を切

売薬検査心得改正ノ儀ニ付陳情書

時勢ノ推移ニ伴ヒ売薬ノ取締上ニ改善ヲ要スベキコトハ
茲ニ嘸説ノ要ナク一般ノ均シク認ムル所ニ有之候処、仄
聞スル所ニ抛レバ当局諸賢ニ於テモ夙ニ此点ニ留意セラ
レ現行ノ売薬検査心得ニ対シ近ク著大ノ改正ヲ加ヘ以テ
売薬取締上ノ方針ヲ確定セラルベキ意嚮ヲ有セラル、
趣、吾人売薬ノ製造販売ニ従事スル者ノ欣喜愉悦ニ勝ヘ
サル所ニ御座候、既ニ当路各位ノ賢明ナル御配慮ニ対シ
テハ吾人ハ推戴悦服ノ一路ヲ有スルニ過ギス候へ共、今
回ノ御企画ヲ機トシ聊カ平素懷抱スル所ヲ開陳スルモ亦
必ズシモ徒爾ナラズト思料セラレ候儘、別紙卑見ノ一端
迄高覽ヲ仰キ御判読ヲ賜り度ト愚存罷在候、吾人市井ノ

小輩其ノ覬ル所必ズヤ大勢ニ通セザルベク其解スル所事
理ニ適セザルヤ察スベシト雖、吾人ガ説ク所ハ必スシモ
其達成ヲ期スルモノニ無之寧ロ売薬営業者ノ一部ニ斯ノ
如キ意見ヲ有スル者アルコトヲ御推知被下、訓令御制定
ノ上ニ於ケル御参考ノ一助トモ相成ニ於テハ吾人ノ本懐
之ニ若カズ、吾人素学識ニ乏シク行文ニ迂ニシテ、言辞
往々不敬ニ亘リ、叙路屢明瞭ヲ缺ケルハ切ニ御寛恕ヲ希
フ所以ニシテ深謝スル次第ニ候モ、幸ニシテ賢明ナル当
路諸官ノ御諒解ヲ蒙リ愚者千慮ノ一得偶智者ノ一失ヲ補
フガ如キコトアルヲ得バ、吾人ガ望外ノ喜悦ニ御座候

敬具

大正十一年十月十日

大和売薬同業組合代表者

組長 米田徳七郎

売薬検査心得改正ニ関スル意見

第一 現行訓令各項ニ対スル卑見(略)

第二 現行訓令以外ニ新加セラレタキ事項

一、方名ニ関スル取扱方ヲ明示セラレタシ

現在ニ於テハ、局方薬品類似ノ方名ハ各府県ニ於テ均
シク許可セザル方針ナリト聞クモ効能ヲ誇大セル方名
(靈薬神薬一服薬)治療期ヲ定メタル方名(……病……
……日薬)名実一致セザル方名(高価薬ノ極メテ少量ヲ配シ
之ヲ以テ主成分トセルカ如キ方名或ハ全ク含有セザル成分ヲ
以テ方名ニ冠スルカ如キモノ、内服六〇六号、キナ……
……等ノ如キモノ)等ニ対シテハ許否区々ニシテ、為ニ各
府県ニ於ケル營業者ノ利害ハ著シキ相違アルヲ以テ、
是等ニ対スル取扱方ノ統一ヲ計ルヘキ一定ノ方針ヲ明
示スルノ要アリト認ム

二、疾病ヲ予防スルモノ及ヒ皮膚ノ障害ヲ除却スルモノ
ハ之ヲ売薬法ニヨリテ取締ラレタシ

現行訓令第十一項ノ規定ハ頗ル凱功有用ノモノトシテ
吾人ノ喜ブ所ナリト雖モ、疾病ヲ防劑並ニ皮膚病薬ノ
如キ一般売薬ト同様、国民保健上ニ重要密接ナル関係
ヲ有スルモノニ対シ、売薬部外品ハ売薬規則外ナル取
扱ニヨリ、經驗学識等何等資格上ニ制限ナキ一般民衆

ノ調製発売ヲ許可スルハ甚タ危険ナリト信ス宜敷売薬トシテ、一定ノ資格者ニ限り調製発売セシメ、売薬法ノ規定ニ基キ嚴重ニ監督セラルヘキモノト思料ス

三、花柳病予防薬ノ如キ風紀ニ関係アル売薬ニ関スル取扱方ヲ明示セラレタシ

花柳病予防薬中ニハ既ニ売薬トシテ免許ヲ有スルモノアリ、又売薬部外品トシテ許可セラレタルモノモ発売セラル然ルニ某地方庁ニ於テハ風紀ニ関スルノ故ヲ以テ許可セスト云フ、又或モノハ新薬新製剤ノ形式ヲ以テ発売セラルルカ如シ、特ニ奇怪ナルハ近年毒薬ヲ配伍シ、毒薬ノ取扱ヲ受クヘキ花柳病予防薬カ汎ク販売セラレアリシ事実ナリ、新薬カ売薬乃至売薬部外品トシテ免許セラレザルハ略推知シ得ル所ニシテ、全然無免許ニテ発売セラレタルヤ乃至新薬新製剤トシテノ届出ヲ了セルモノナルヤハ想像シ得サル所ナリト雖モ其形式ニ徴シテ吾人ハ其ノ何レニ属スルヤヲ概察シ得サルニアズ、毒薬ノ販売カ医師、薬剤師、薬種商ノ外、職業上之ヲ必要トスル者ニ限ラレタル現行薬律ノ規定

ニ反シ、該薬剤カ一般公衆ノ使用ニ供セラレ奸商ヲシテ巨利ヲ独占セシルニ至レルカ如キハ誠ニ聖代ノ恨事ト云フヘシ、是畢竟此種製造ニ対スル取扱方ニ統一ヲ欲ケルカ為ニ他ナラスト信ス、花柳病予防薬ト雖モ効能ノ記載方ニヨリテハ売薬ト見做スモ不当ニアラザルヘク現行法規則ニ基キテ考フレバ売薬規則外ト認ムルヲ至当ト信スルモ、風紀ニ関ルヲ以テ許可セサルモ亦故ナキニアラザルヘシ、殊ニ此種藥物ノ附随目的カ避妊ニ存スルニ於テハ之ヲ許可セザルヲ寧ロ安全ノ策ト認ムベキナリ、花柳病予防薬ヲ許可スベキヤ否ヤニ就テハ前述ノ如キ関係アリテ俄ニ断スベキモノニアラザルベシト雖モ、許否何レニセヨ全国各府県ニ於テ其取扱方一定セザルハ各地同業者間ノ利害ニ関スルコト至大ナルヲ以テ速ニ一定ノ方針ヲ示シテ之ガ統一ヲ計ラシムコトヲ希望スル所以ナリ

(略)

第三 訓令ノ改正ニ際シ之ニ附随シテ希望スル事項

(大和売薬同業組合『通牒綴』)

三 奈良県工業試験場売薬部設置

昭和三年

本場創立当時第二期事業トシテ残サレタル力織機工場ノ
設立ハ、機業者多年ノ熱望遂ニ容レラレ、本年度ニ於テ
差シ当リ建築費六千八拾円、設備費金壹万壹千八十七
円、ヲ以テ之レガ設備ヲ為シタリ、(中略)次ニ掲クベキ
ハ之亦多年当業者ノ希望セル売薬試験ヲ創始セルコトナ
リトス、本県ノ売薬ハ年産壹千五百万円突破セル状勢ナ
レ共、未ダ之レガ指導研究ノ機関ナカリシカ、本年度ニ
於テ建築費金壹千五百円、設備費金九百九十二円ヲ費シ、
担任技手及技手補各一名ヲ増置シ、之レガ第一期ノ施設
ヲナセルヲ以テ、漸次設備ノ完成ニ伴ヒ、逐次試験研究
ノ歩ヲ進メ、以テ本県売薬業ニ一層ノ光輝ヲ副フルニ至
ルヘキハ疑ヲ容レサルトコロナリ

(奈良県工業試験場「業務報告」昭和三年度)

三 売薬行商届済証一部改正につき陳

情

昭和九年

議案第七号

大和 提出

現行行商届済証ヲ許可又ハ免許制度ニ改正方促進ニ関ス
ル件

決 議

本委員会ハ本联合会加盟組合団体ヨリ適當ナル代表委
員一名以上ヲ選出シ、各組合区域内選出ノ貴衆兩院議
員ヲ介シ内務省当局ニ対シ、本案ノ実現方ノ促進ヲ期
ス

付帯決議

右陳情委員ノ総数並ニ必要ナル陳情書及ヒ説明書ノ作
製、実行ノ時期等ハ、本联合会理事者ニ一任シ、委員
ノ經費ハ本联合会ノ負担トス

委員長 大和 前田 長三郎

本県知事へ売薬行商届済証一部改正方ノ件ニ

対スル陳情書写

売薬行商届済証一部改正方陳情ノ理由書

一、売薬ハ民衆ノ簡易医薬トシテ、其需用ノ範圍頗ル宏ク、製剤上ノ進歩改善ハ勿論、其販売取扱者ノ品性陶冶資格ノ向上進歩ヲ必要トスルコトハ、今ヤ贅言ヲ俟タサルノ現況ニアリマス、殊ニ昨今一病一劑主義ノ売薬増加ト共ニ、其方数ノ激増日ヲ追テ終局スルトコロヲ知ラズ、各府県ニ出張訪問ノ預ケ薬（以下単ニ配置売薬ト称ス）ニ於テハ、其販売従業員が出先行商ノ都合上、其販売方数ノ増加毎ニ新規届済証ノ下付ヲ要請シ、一人ニシテ拾枚近クノ届済証ヲ所持スル向多ク、勢ヒ遺失紛失等ノ災禍逸シ難ク、是等ガ不徳ノ輩ノ手ニ入り繁雜ナル都会ヤ純トナル農山村等ニ紛レ込ミ不徳ノ行為ヲナス者多ク、為メニ信用ヲ第一要件トスル配置売薬ニ於テハ其業権ヲ犯サレ、被害頗ル甚大ナルモノガアリマス、茲ニ於テ夙ニ吾奈良県衛生課同勸業課及斯道ノ大家等ノ力ヲ藉リ、講習会ヲ開催シ或ハ講習録等ニヨリ、指導訓育シツ、アル配置売薬行商員ノ

迷惑一方ナラヌ是等ノ正業者ヤ需要家ガ不徳漢ノ災禍ヲ逸シ得サル場合、切角ノ指導訓育モ其効果ヲ挙ケ得ズ、延テハ反テ悪化セシムルノ現況ニアリ、心アル当業者ハ是等ノ被害除去ノ方法トシテ將又業権擁護ノタメ、各販売員ハ其出張先ノ府県毎ニ相呼応シテ最寄会ト称スル集団ヲ組織シ、会員相互ニ其取締ニ当リツ、アルモ、現行ノ届済証ニテハ其当人ナルヤ違ツタ他人ノ届済証ヲ所持セルモノナリヤ判明シ難ク故ニ、其行商者ノ写真ヲ同届証ニ貼付セシメ、不徳漢等ノ悪弊除去ノ一方法トセラレ度、抛テ茲ニ現行売薬法施行細則ノ一部ヲ速カニ改訂セラレタイト望ムモノデアリマス

二、第一項ノ理由デ写真貼付スルコトニナレバ数年ヲ経レハ其当人ナルカ否カ判別シ難ク、人相ノ変化スル者多ク又一面販売方数ノ増加ニヨリ、追ヒ届ヲナスタメ其届済証ノ枚数ヲ増加シ、弊害ノ伴ヒ易キヲ防ク方法ノ一トシテ、届済証ノ有効期間ヲ三ケ年ニ限定セラレタイト望ムモノデアリマス

三、現行ノ届済証下付手続ハ市町村經由ニ定メラル、

モ、本県売薬同業組合ノ二組合ニシテ之レヲ一ニ合併セラル場合ハ同組合經由ニ手續方ヲ改正セラレタク、

尚組合ノ合併統一セラル、迄現行ノ市町村經由ヲ所轄

警察署經由ニ変更セラレタイト望ムモノデアリマス

四、現行届済証改訂セラレ、新規届済証下付ノ場合ハ見

本ノ如ク色彩ヲ変更セラルレバ無効届済証所持者トノ

見解カ判然シ易ク、改訂主旨ノ徹底ヲ期シ得ルモノト

信シマス

以上ノ外理由ハ多々アリマスガ、本文ノ繁雜ヲ避ケ貴官

ノ御賢察ヲ蒙リ度ク、必要ナル場合ノ御諮問ニ対シ、更

ニ詳細御答へ申上ゲタイト存ジマス、何卒需用家ノ迷惑

并ニ当業者ノ苦衷、御賢察ノ上、速カニ御改訂ノ程御願

ヒ申上ゲマス

以上

(増田製薬株式会社蔵)

一四 奈良県立売薬試験場の設置

昭和九年

昭和九年四月一日ヨリ奈良県立売薬試験場ヲ左ノ通設置ス

昭和九年三月三十一日 奈良県知事 児玉 政介

奈良県立売薬試験場 北葛城郡高田町

奈良県告示第二百二十七号

奈良県立売薬試験場規則左ノ通定メ四月一日ヨリ之ヲ施行ス

行ス

昭和九年三月三十一日 奈良県知事 児玉 政介

奈良県立売薬試験場規則

第一条 売薬試験場ニ於テ行フ業務ノ概目左ノ如シ

一 原料、材料及製剤ニ関スル試験研究、分析、鑑定

及調査

二 機械器具ノ鑑定

三 質疑応答

四 参考品ノ配布

五 意匠図案ノ調製

六 其ノ他売薬ノ改良発達ヲ図ルニ必要ナル事項

第二条 売薬試験場ハ前条ノ規定ニ依ル業務ニ妨ナキ限

リ当業者ノ委託ニ応ジ加工又ハ製剤ヲ為スコトヲ得

第三条 売薬試験場ニ左ノ職員ヲ置ク

場 長

地方商工技師

商工主事補

(『奈良県報』第一二七七号、昭和九年三月三十一日)

一五 売薬法令施行細則、同取扱手続の

改正

昭和十年

奈良県令第三十四号

売薬法令施行細則左ノ通定ム

昭和十年八月五日

奈良県知事 一戸 二郎

売薬法令施行細則

第一条 売薬営業又ハ行商ニ関シ知事ニ提出スル書類ハ

直当庁ニ、売薬請売営業ニ関スル書類ハ所轄警察署ヲ

經由スヘシ

1 第二条 売薬ヲ輸入又ハ移入シテ販売セムトスル者ノ免

許申請書ニハ売薬法施行規則(以下単ニ規則ト称ス)第

一条ニ掲ケタル事項ノ外、其ノ製造地製造者ノ氏名又

ハ法人ノ名称ヲ記載スヘシ

第三条 規則第四条ニ依ル免許証書換ノ申請書ニハ譲渡

人連署シ、相続ノ場合ニハ戸籍抄本ヲ添付スヘシ

第四条 売薬営業者他ノ道府県ノ売薬営業者ニ売薬免許

ヲ譲渡シタルトキハ、其ノ方名氏名営業者ヲ記載シ届

出ツヘシ

第五条 規則第五条ノ手数料ハ収入印紙ヲ以テ納付スヘ

シ

第六条 他ノ道府県ノ売薬営業者ニシテ当県下ニ営業所

ヲ設ケタルトキハ、其ノ営業所ニ於テ調製又ハ販売ス

ヘキ売薬ノ免許証写ヲ添付シ届出ツヘシ、其ノ之ヲ変

更シタルトキハ十日以内ニ届出ツヘシ

第七条 売薬営業者営業所ヲ他ノ道府県ニ移転シタルト

キハ二十日以内ニ届出ツヘシ

第八条 規則第八条第一項ノ許可ヲ受ケムトスル者ハ左

ノ事項ヲ具シ申請スヘシ

一 住所氏名

二 各調製所ノ位置並其ノ距離

三 方数剂形ノ種類並各種類別ノ一箇年ノ生産予定高

第九条 規則第八条第二項及第九条ノ届書ニハ薬剤師ト連署シ、共ノ薬剤師免許証写ヲ添付スヘシ

第十条 規則第十条ノ許可ヲ受ケムトスル者ハ、使用セムトスル薬剤師ト連署ノ上左記事項ヲ具シ申請スヘシ

一 住所氏名

二 売薬営業所々在地

三 方数、剂形ノ種類並各種類別ノ一年間ノ売薬生産予定高

四 使用セムトスル薬剤師ノ住所

五 使用セムトスル薬剤師カ現ニ従事スル業務及業務所々在地

六 使用セムトスル薬剤師ノ住所ト売薬営業所間ノ距離並勤務方法

七 薬剤師使用ニ関スル当事者間ノ契約書写

使用セムトスル薬剤師現ニ他人ノ為薬剤師ノ資格ニ伴

フ業務ニ従事スル者ナルトキハ、前項ノ申請書ニ関係事業主ノ承諾書ヲ添付スルコトヲ要ス

第十一条 売薬営業者免許ヲ取消サレタルトキハ十日以内ニ免許証ヲ返納スヘシ

第十二条 規則第十三条第一項ノ届書ニハ住所氏名生年月日営業所ヲ記載シ同項規定ノ資格ヲ証スル書面ヲ添付スヘシ

規則第十三条第二項ニ依ル願書ニハ住所氏名生年月日営業所ヲ記載シ履歴書ヲ添付スヘシ

第十三条 規則第十三条第一項ノ届書ヲ受理シタルトキハ、別記第一号様式ノ売薬請売営業届済証ヲ下付ス

規則第十三条第二項ニヨリ許可シタルトキハ、別記第二号様式ノ売薬請売営業許可証ヲ下付ス

第十四条 売薬請売営業者タラムトスルモノニシテ、左記各号ノ一ニ該当スルトキハ許可セサルコトアルヘシ

一 売薬法令ニ違反シ処分ヲ受ケタルモノ
二 他人ニ名義ヲ藉スノ虞アリト認ムルモノ

三 性行不良其ノ他売薬請売営業者トシテ適当ナラス

ト認ムルモノ

第十五条 売薬請売業者ニシテ、左ノ各号ノ一ニ該当シタルトキハ三十日以内ニ届済証又ハ許可証ヲ添付シ、書換若ハ再下付ヲ請ヒ又ハ返納スヘシ、但シ第四号ノ場合ハ戸籍法ニ依ル届出義務者ヨリ其ノ手續ヲ為スヘシ

一 規則第十四条ニ依ル届出

二 営業所ヲ変更シタルトキ

三 届済証又ハ許可証ヲ毀損若ハ亡失シタルトキ

四 死亡又ハ行衛不明トナリタルトキ

五 亡失シタル届済証又ハ許可証ヲ発見シタルトキ

第十六条 規則第十五条ノ届書ニハ、行商者ノ住所氏名生年月日方名ヲ記載シ警察官吏ノ証明アル行商ノ三箇月以内ニ撮影シタル名刺型写真二枚ヲ添付シ提出スヘシ

前項ノ届書ヲ受理シタルトキハ、別記第三号様式ノ売薬行商届済証ヲ下付ス

1 行 財 政

写真ハ滿五箇年毎ニ貼替ノ為前第一項ニ準シタルモノ

二枚ヲ前届済証ト共ニ提出スヘシ

第十七条 売薬行商ハ就業中売薬行商届済証ヲ携帯スヘシ

第十八条 売薬業者又ハ売薬請売業者ニシテ、左ノ各号ノ一ニ該当シタルトキハ三十日以内ニ行商届済証ヲ添付ノ上届出テ書換若ハ再下付ヲ請ヒ又ハ返納スヘシ、但シ第四号ノ場合ハ戸籍法ニ依ル届出義務者ヨリ其ノ手續ヲ為スヘシ

一 行商届済証ノ記載事項ニ異動ヲ生シタルトキ

二 行商廃止ノ場合

三 行商届済証ヲ毀損又ハ亡失シタルトキ

四 行商者死亡又ハ行衛不明トナリタルトキ

五 亡失シタル行商届済証ヲ発見シタルトキ

第十九条 売薬業者ハ売薬原料品中日本薬局方ニ於テ、特ニ貯蔵法ヲ示シタルモノハ其ノ所定ニ従ヒ、且毒薬劇薬ハ他ノ薬品ト區別シ毒薬ハ鎖鑰ヲ備ヘタル場所ニ貯蔵スヘシ

第二十条 売薬業者及売薬請売業者ノ売薬ハ、他ノ

物品ト區別シ湿氣并直射光線ヲ防止スヘキ清潔ナル場

所ニ貯蔵又ハ陳列スヘシ

第二十一条 売薬營業者及売薬請売營業者ハ、別記第四

号様式又ハ第五号様式ノ標札ヲ掲クヘシ

第二十二条 売薬營業者ハ別記第六号様式ノ売薬調製簿

ヲ備ヘ売薬調製ノ都度所定事項ヲ記入スヘシ

前項ノ帳簿ハ使用終了後三年間之ヲ保存スヘシ

第二十三条 売薬營業者売薬請売營業者又ハ売薬行商者

ハ、当該官吏ニ於テ免許証、許可証、届済証又ハ売薬

調製簿ノ提示ヲ求メタルトキハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第二十四条 左記各号ノ一ニ該当スルトキハ規則第十条

ニ依ル薬剤師ノ使用許可ヲ取消スコトアルヘシ

一 売薬營業者又ハ使用スル薬剤師ノ住所移転若ハ其

ノ他ノ事由ニ依リ兼務ヲ不適當ト認ムルトキ

二 売薬ノ生産予定高ヲ超過スルトキ

三 売薬法令ニ違反シタルトキ

第二十五条 規則第十七条ノ規定ニ依リ、容器又ハ被包

ニ記載スル商号ハ予メ届出ツヘシ之ヲ変更シタルトキ

亦同シ

第二十六条 売薬營業者ハ、毎年其ノ一箇年間ノ生産定

価総額并貼数ヲ方名別ニ翌年一月末日迄ニ届出ツヘシ

第二十七条 第四条第六条第七条第十一条第十五条第二

号乃至第五号第十六条第三項第十七条乃至第二十三条

第二十五条及第二十六条ニ違背シタルトキハ科料ニ処

ス

第二十八条 売薬ニ関シ知事ニ提出スヘキ書類ハ総テ美

濃紙ヲ用フヘシ

付 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正三年九月奈良県令第四十六号売薬法令施行細則ハ之

ヲ廃止ス

昭和十年七月八日以前ニ売薬請売營業届出ヲナシ、現ニ

其ノ業ヲ継続スル者ハ、昭和十年十二月末日迄ニ届済証

ノ交付ヲ願出ツヘシ、尚従前ノ規定ニ依リ売薬請売營業

ヲ証スル書面ノ交付ヲ受け居ル者ハ願出ノ際返納スヘシ

本令施行ノ際従前ノ規定ニヨリ行商ノ届出ヲ為シタル者

1 行 財 政

ハ、第十六条ノ規定ニ準シ昭和十一年六月末日迄ニ前届
 済証ヲ添付ノ上書換ヲ願出ツヘシ
 本令施行ノ際現ニ商号ヲ記載シタル容器又ハ被包ヲ用フ
 ル者ハ、昭和十年十二月末日迄ニ第二十五条ノ規定ニ依
 リ届出ツヘシ

第一号様式

縦二〇センチメートル

横一五センチメートル

第 号	売薬請売営業届済証
住所 営業所	
氏 名 (又ハ法人ノ名称)	
年 月 日 生	
昭和 年 月 日	
奈 良 県	

第二号様式

縦二〇センチメートル

横一五センチメートル

第 号	売薬請売営業ヲ許可ス
住所 営業所	
氏 名	
年 月 日 生	
昭和 年 月 日	
奈 良 県	

第三号様式

用紙厚紙

表 縦二二センチメートル

横一五センチメートル

3	2	1	方 名	営 業 者 業	営 同 業 所 上	届 行 商 年 月 日
						昭和 年 月 日
写真貼付欄 左記売薬行商届済ナルコトヲ証ス 昭和 年 月 日 奈 良 県						
売薬営業者 奈良県 町部 売子 村市 年 月 日生						

裏

方 名	営 業 者 業	営 同 業 所 上	届 行 商 年 月 日
			昭和 年 月 日

注意
 一 写真ハ五ヶ年毎ニ三ヶ月以内ニ撮影シタルモノト貼替ヲ願出ツル
 コト
 二 行商者ノ種類ヲ明ニスルタメ其ノ氏名ノ上ニ売薬営業者売薬請売
 営業者又ハ此等ノ者ノ売子タルコトヲ記載スヘシ

第四号様式

縦 九〇センチメートル

横 二二センチメートル

<p>売 薬 請 売 営 業</p> <p>郡 市 町 村 氏 名</p>

第五号様式

縦 九〇センチメートル

横 二二センチメートル

<p>売 薬 請 売 営 業</p> <p>郡 市 町 村 氏 名</p>

第六号様式

売薬調製簿

方 名		調製数量	貼
月	日		

備考 本簿ハ方名毎ニ區別記入シ毎月定価別ニ合計并ニ累計ヲ朱記スルコト

奈良県訓令甲第二十号

警 察 署
市 役 所
町 村 役 場

売薬法令施行細則取扱手続左ノ通定ム

昭和十年八月五日 奈良県知事 一戸 二郎

売薬法令施行細則取扱手続

- 第一条 警察署ハ、売薬法令施行細則（以下単ニ細則ト称ス）第十二条ニヨル願届書ヲ受理シタルトキハ細則第十四条並本人ノ身元調査書ヲ添付シ進達スヘシ
- 第二条 警察署ハ別記様式ノ台帳ヲ備付ケ所要事項ヲ記載シ異動ノ都度整理スヘシ
- 第三条 売薬請売営業届済証又ハ売薬請売営業許可証ハ所轄警察署ニ回付ス
- 警察署ハ前項ニ依リ売薬請売営業届済証、同許可証ノ送付ヲ受ケタルトキハ台帳整理ノ上速ニ市町村ニ回付スヘシ
- 売薬行商届済証ハ所轄市町村ニ回付ス

1 行 財 政

帳台者業営売請薬売

届済証又ハ許可 証下附年月日				年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
番号				営業所				氏 名
備考				備考				備考

備考欄ニハ市町村へ回付セシ年月日等ヲ記載スルコト

〔奈良県報〕号外、昭和十年八月五日

第二項及第三項ニ依リ回付ヲ受ケタル市町村ハ速ニ本人ニ交付スヘシ

第四条 警察官吏ハ、細則第十六条ニヨリ行商届済証ニ添付スヘキ写真ニシテ本人ト相違ナキコトヲ認メタルトキハ行商届書ニ其ノ旨記載シ捺印ノ上写真ニハ割印スヘシ

第五条 警察署長ハ、売薬法施行規則第十六条ノ二ノ処分ヲ必要ト認メタルモノアルトキハ事情ヲ具シ知事ニ進達スヘシ

様式

奈良県令第四十一号

昭和十年八月奈良県令第三十四号売薬法令施行細則中左ノ通知改正シ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十年十月七日 奈良県知事 一戸 二郎

第十四条 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ニ非サレハ規則第十三条第二項ノ許可ヲ為サス

一 農山村等売薬請売営業者ノ普及シ居ラサル地ニ於テ営業ヲ為サムトスル者

二 主トシテ売薬請売営業ニ依リ生計ヲ営ム者ノ相続者

前各号ノ一ニ該当スル者ト雖モ営業者トシテ不適當ト認メタルトキハ許可セサルコトアルヘシ

第十四条ノ二 薬剤師、薬種商ニ非サル売薬請売営業者ニシテ営業所ヲ変更セムトスルトキハ新ニ許可ヲ受クヘシ

許可ヲ受ケタルトキハ前届済証又ハ前許可証ヲ十日以内ニ返納スヘシ

第十五条中第二号ヲ左ノ如ク改ム

二 薬剤師薬種商タル売薬請売業者カ營業所ヲ変更

シタルトキ

〔奈良県報〕第一四八七号、昭和十年十月七日

一六 売薬原材料の配給機構改善につき

陳情の件

昭和十四年

議案第三号

大和売薬同業組合提出

一 売薬原材料の配給方に付其筋に陳情の件

○三十五番大和（増田弥内君）（登壇） 本案につきまして大和売薬組合を代表致しまして御説明申し上げたいと存じます、本問題は茲に詳細を申述べるまでもなく今次の事変に伴ひまして政府は凡ゆる部門に強大な物資統制を行はれました結果、我々の業界にも原料の配給状態に多大の逼迫を告ぐるに至りましたこと益々深刻に相成りまして、この儘推移致しますなれば所謂閉店休業の外なき状態に相成りますことは必然であります、今業界人は此の問題に対して多大の不安が約束付けられて居るのであ

ります、果して各団体に於きましては本問題に関して御提案があるものと思つて居たのであります、それ程本問題に関しては我々業界当面の重大問題であります、之に対して勿論今日まで各組合各団体に於かれましては独特の立場に於いて当局に陳情し之が局面打開に凡ゆる努力工作を致されつゝあることとは信じて居ります、之が一つの工作として例へば売薬工業組合の組織結成も今や全国的傾向に進みつゝあるのであります、併しながら之が未だ行の為に外ならん次第であります、併しながら之が未だ問題解決の端緒だに得ざるのみか寧ろ益々その重圧の深刻化を見つゝある現状にありますと云ふことは独り我々業界人の生活権……の問題たるのみならず翻つて国民大衆の保健衛生上から申しましても由々しき大事として洵に深憂に堪へざるものがあるのでございます、申すまでもなく売薬は国民大衆の保健衛生上平時非常時たるを問はず缺くべからざるものであります、殊に此の非常時下に於いて殊に重要な使命役割を持つものであることを考へます時に、此の見解は我々業界人の我田引水的の議論

1 行 財 政

のみではないと信ずるのでございます、仄聞する所によれば一部に於いては此の売薬は医療機関に於ける第二義的のもので極めて消極的観念の下に配給上の問題に致しまして非常に消極的な見方をして居られると云ふことを屢々耳にするのであります、果して然りと致しますなれば一大御認識が願ひたいと存するのでございます、更に一方に於きましては今日の如く原料資材の需求關係に多大の円滑を缺き大なる摩擦を招来致して居ります、その原因たるや我々はその配給機構の上に大なる欠陥のあることを指摘しなければならんと思ふのであります、即ち何んと致しましても少くも此の新らしい時代超非常時下に即応し対処します上に於きましては又自づから新らしき国策の合理的な配給機構の下に出発し側面的な機能保持しなければならぬものであると思ふのであります、現在の如く全く大手筋の買占め或は闇取引等これは不正の者勝ちと云ふ様な状態でありますことは争ふべからざる事実であります、更に此の儘の成行に委して置きます時は或は極言しますなれば所謂中間業者をしてみだ

りに不当の利益を壟断せしむる以外に何物もないと申しても敢へて過言ではないと思ひます、即ち我々の生活權の擁護生業の確保と云ふ立場以外に国民大衆の利益並に保健衛生の完璧を期すると云ふ大局的の立場から致しましても切実なる要望をしなければならんと思ふのであります、此の観点に於きまして我々は政府当局並に關係製造業者に対して先づ原料資材の増給増配と云ふことに最善の努力を熱望すると同時に、此の新しい時代に即応致します為に必要な配給機構の対策設備之が確立を絶叫して止まざる次第でございます、並に大方各位の御賛同の下に全売大会の名に於いて強き決議を以つて向ひ之が局面打開目的貫徹に各位の御努力を希望して止まない次第でございます(拍手)

○六十八番徳島(佐藤徳三郎君) 議事進行について一寸申し上げます、本大会の議案を通覧致しますると大体只今の議案に似た様なものが大分ありますが、之は一括して御上程になつて提出組合代表の御説明だけ願つて進行する様にしては如何でせうか

(「賛成」と云ふものあり)

○議長(渡辺高一君) 私も只今の六十八番説に同感でありますので御諮り致しますが、議案第四号、第八号、第九号、第十一号、第十三号は何れも本案と同一主旨の様に考へられますので、只今の案に一括して議題に供することに致しまして御異議ありませんか

(「異議なし」と云ふものあり)

御異議がない様でありますから、左様に取計ひます

(以下略)

第十九回全国売薬業団体聯合会大会委員会報告

第二部委員会報告

(中略)

第三号、第四号、第八号、第九号、第十一号、第十三号、第十四号各議案は委員会に於て慎重審議の結果、左の如く決定す

決議

第一 原料配給問題は業界にとり最も重大なる事項なる

に付、大会の決議を以て速やかに政府当局に陳情すること

第二 本聯合会加盟団体は配給の円滑を期するため速かに商業組合、工業組合を組織すること
尚本会に加盟せざる業者団体に対しても、進んで之が組織を見る様勧誘すること

第三 売薬原料配給に関しては業者として死活の大問題なるを以て配給機関の整備、配給の方法、其他配給に關し実行委員を設け挙げて一任すること

(広島県売薬同業組合『第十九回全国売薬業団体聯合会大会記録』)

一七 医薬品の最高販売価格指定

昭和十五年

奈良県告示第三百七十八号

昭和十四年勅令第七百三三号価格等統制令七条ノ規定ニ依リ最高販売価格ヲ左ノ通指定ス

昭和十五年七月十二日

奈良県知事 宮村 才一郎

1 行 財 政

		品 名		単 位	卸売価格	小売価格
医薬品		安息香酸	函	五〇〇瓦	二、八七	三、五八
		同	同	二五〇〃	二一	二七
		安息香豚脂	壘又缶	五〇〇〃	一、六三	二、〇三
		安息香チンキ	壘	五〇〇〃	三、一二	三、八九
		同	同	二五〃	二七	三五
		亜鉛華軟膏	壘又缶	五〇〇〃	一、七〇	二、一二
		阿仙薬チンキ	壘	五〇〇〃	二、四六	三、〇七
		阿片安息香チンキ	同	五〇〇〃	二、四三	三、〇三
		同	同	二五〇〃	一、二九	一、六一
		同	同	二五〃	二四	三一
		阿片チンキ	同	五〇〇〃	九、一四	一〇、九七
		同	同	二五〇〃	四、七〇	五、七三
		同	同	二五〃	六二	七七
		アルコール(局方)	同	五〇〇〃	二、〇九	二、四〇
		同	同	二五〇〃	一、一一	一、二七
		同	缶一三、	五〇〇〃	五〇、三二	五五、二七
		アンモニヤ茴香精	壘	五〇〇〃	二、七三	三、四一
		ウイルクソン	壘又缶	五〇〇〃	一、一二	一、三九
医薬品		ウイルクソン軟膏	同	五〇〇〃	一、六六	二、〇六
		塩酸アポモルヒネ	同	一〃	四、九四	六、〇二
		塩酸エメチン	同	一〃	三、四三	四、一八
		塩酸ピロカルピン	同	一〃	八五	一、〇六
		塩酸ホマトロピン	同	一〃	一、七五	二、一九
		遠志シロップ	壘	五〇〇〃	六六	八二
		同	同	一〇〇〇〃	一、二一	一、五〇
		同	同	二〇〇〇〃	二、三六	二、九三
		同	同	三、七〇〇〃	四、一六	五、〇六
		黄色ワセリン(局方)	同	五〇〇〃	六四	七九
		オレフ油(局方)	同	五〇〇〃	一、一五	一、四三
		海 葱	同	五〇〇〃	一、二五	一、五四
		カカオ脂(局方)	函	五〇〇〃	一、五二	一、八九
		カスカラサクラダ	同	五〇〇〃	九二	一、一四
		カマラ	同	五〇〇〃	四、一七	五、〇八
		同	同	二五〃	三〇	三八
		カワカワエキス	同	五〇〇〃	二二、二〇	二五、五二
		カスカラサグラ	壘	五〇〇〃	三、四七	四、二三
		ダ流動エキス	同	二五〃	三一	四〇
		甘硝石精	同	五〇〇〃	三、九二	四、七八

1 行 財 政

同	ヤラツバ根末	同	五〇〇〃	二、三九	二、九七
同	ヤラツパ脂	同	五〇〇〃	三三、四六	三八、四七
同	溶性フエノバルビタール	同	二五〃	一、七九	二、二四
同	ヨードチンキ	壘	五〇〇〃	三、五一	四、二八
同	同	同	二五〇〃	一、八三	二、二八
同	同	同	二五〃	三一	四〇
同	ヨード鉄シロップ	同	五〇〇〃	一、一四	一、四二
同	硫酸アトロピン	同	二五〃	一八、七四	二一、五五
同	同	同	五〃	三、八七	四、七二
同	硫酸アトロピン	同	一〃	八五	一、〇六
同	硫酸エゼリン	同	〇、五〃	三、〇四	三、七一
同	硫酸キニーネ	函	二五〃	二、八七	三、五九
同	流動パラフィン	同	五〇〇〃	七三	九一
同	緑石 鹼	壘	五〇〇〃	八九	一、一〇
同	リンゴ鉄チンキ	同	五〇〇〃	一、八二	二、二七
同	レゾルシン(局方)	同	五〇〇〃	一一、四一	一三、一二
同	同	同	二五〇〃	五、八一	六、九七
同	同	同	二五〃	六六	八二
同	同	同	五〇〇〃	一〇、七五	一二、三六
同	同	同	二五〃	六二	七七

同	ヨードチンキ	同	五〇〇〃	二、二九	二、八六
同	同	同	二五〇〃	一、二二	一、五二
同	同	同	二五〃	二四	三一

備考

- 一 本表価格ハ卸売業者ノ所在地並ニ其ノ附近ノ地域ニ於ケル価格ニシテ卸売業者ノ所在地ヨリ遠隔ノ地域ニシテ更ニ運賃及荷造費ヲ要スル地方ノ小売価格ハ本表小売価格ニ其実費ヲ超エザル額ヲ加算スル事ヲ得
- 二 本表価格ニハ容器代ヲ含ムモノトス
- 三 本表ニ掲グル品目中日本薬局方ニ記載セルモノハ其ノ性状品質該局方ノ所定ニ適合スルモノトス

〔奈良県報〕号外、昭和十五年七月十二日

一八 奈良県立薬事指導所処務規程

昭和二十年

奈良県訓令甲第四号

奈良県立薬事指導所

奈良県立薬事指導所処務規程左ノ通定メ昭和二十年四月一日ヨリ之を適用ス

昭和二十年四月十三日

奈良県知事 小田 成就

奈良県立薬事指導所処務規程

第一条 所長ハ知事ノ命ヲ承ケ所務ヲ掌理シ所員ヲ指揮

監督ス

第二条 地方技師ハ所長ノ指揮ヲ承ケテ技術ヲ掌ル、属及書記ハ所長ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス 技手ハ上司ノ指揮ヲ承ケ技術ニ従事ス

第三条 所長事故アルトキハ上席職員其ノ事務ヲ代理ス

第四条 所長ハ知事ノ認可ヲ受ケ業務規程ヲ制定スベシ

第五条 前条ノ業務規程ニハ奈良県立薬事指導所規則第

一条ノ業務執行ニ関スル事項ヲ規定スベシ

第六条 所長ハ左ノ事項ヲ専行スルコトヲ得

一 主管事務ヲ処理スル為所名又ハ所長名ヲ以テスル文書ノ往復ニ関スル事項、但シ輕易ナル事項ニ限ル

二 雇員及傭人ノ傭入又ハ解雇ニ関スル事項

三 所員ノ管内出張又宿泊ヲ要セザル管外出張ニ関スル事項

四 所員ノ欠勤、忌引其ノ他諸願届ニ関スル事項

五 其ノ他輕易ナル事項

第七条 所長ハ毎年度施行スベキ業務計画ヲ樹立シ計画書ニ所員ノ業務担任表ヲ添附シ年度開始一箇月前迄ニ

知事ニ報告スベシ

前項ノ計画又ハ担任ヲ更改シタルトキハ其ノ都度之ヲ報告スベシ

第八条 所長ハ毎年度業務実績ヲ年度経過後一箇月以内ニ知事ニ報告スベシ、但シ重要事項ニ付テハ実施ノ顛末ヲ詳具シ其ノ都度之ヲ申報スベシ

第九条 所長ハ知事ノ認可ヲ受ケ別ニ規定ヲ設クルコトヲ得

〔奈良県報〕第二四六〇号、昭和二十年四月十三日

奈良県訓令甲第五号

奈良県立売薬試験場

奈良県立売薬試験場処務規定ハ昭和二十年三月三十一日限之ヲ廃止ス

昭和二十年四月十三日

奈良県知事 小田 成就

〔奈良県報〕第二四六〇号、昭和二十年四月十三日

一九 奈良県立薬事指導所規則・処務規

程

昭和二十年

奈良県告示第三百三十五号

奈良県立薬事指導所規則左ノ通定メ昭和二十年四月一日

ヨリ之ヲ適用ス

昭和二十年四月十三日

奈良県知事 小田 成就

奈良県立薬事指導所規則

第一条 薬事指導所ニ於テ行フ業務ノ概目左ノ如シ

一 原料、材料及製剤ニ関スル指導、試験、研究
分析、鑑定並ニ調査

二 薬用植物ノ試作並ニ生産指導

三 機械器具試作並ニ鑑定

四 容器並ニ意匠、図案ノ考案調整

五 薬事指導上必要ナル参考品ノ配布

六 其ノ他医薬ノ改良発達ヲ図ル為必要ナル指導

1 行 財 政

第二条 薬事指導所ハ前条ノ規定ニ依ル業務ニ妨ゲナキ

限リ製薬業者ノ申請ニ依リ加工又ハ製剤ヲ為スコトヲ
得

第三条 薬事指導所ニ左ノ職員ヲ置ク

所 長 地方技師 属

技 手 書記

〔奈良県報〕第二四六〇号、昭和二十年四月十三日

奈良県告示第三百三十六号

奈良県立売薬試験場規則ハ昭和二十年三月三十一日限之
ヲ廃止セリ

昭和二十年四月十三日

奈良県知事 小田 成就

〔奈良県報〕第二四六〇号、昭和二十年四月十三日